

「ICT活用の手引」

～福岡県立鞍手高等学校～

令和4年11月 第1版

この手引きは、生徒の学びの質の向上に向けた、ICT（1人1台タブレット型端末）の活用に当たって、端末の管理・使用上のルールや注意点を、生徒や保護者等の皆様と共有することで、効果的なICT活用の推進を図るものです。

本手引をお読みくださり、本校の取組への御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

－目次－

1 端末使用の際のルール及び注意点	2
2 生徒用アカウントの取り扱い	2
3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方	2
4 健康面への配慮	3
5 トラブルが起きた場合の対応	3
6 その他	3

1 端末使用の際のルール及び注意点

- 端末を使用するときや持って移動するときは、落としたり、濡らしたりしないよう、十分注意すること。
- 学習や学校の教育活動に関係のない目的では使用しないこと。
- 授業外で端末を使用する場合は、個人の判断ではなく担当教員に相談をした上で使用すること。
- 端末を家に持ち帰って使用する場合は、事前に端末借用申請書を提出した上で本手引の記載事項を遵守して使用すること。

2 生徒用アカウントの取り扱い

- 自分のアカウントやパスワード等の情報は、インターネット上で本人を証明するものであるため、第三者に知られることがないように厳重に管理すること。
- パスワードは、絶対に第三者に教えないこと。

3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方

- インターネットの特性（一度書き込んだ内容を完全に消し去ることはできないこと、実生活とは比べられないほど不特定多数の目に触れること等）を踏まえた適切な活用に努めること。
- 自分や他の生徒、家族等の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス等）を、インターネット上に不用意に書き込まないこと。
- 本人の許可を得ることなく写真を撮影・掲載したり、録音・録画したりしないこと。
- 自他を問わず誹謗中傷等やインターネット上の差別情報に触れた場合は、速やかに学校に相談すること。

4 健康面への配慮

- 端末を使用する際には良い姿勢を保ち、目と端末画面の間の距離を 30 c m以上離すこと。
- 長時間継続して画面を見ないよう、30分に1回は20秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休めること。

5 トラブルが起きた場合の対応

- 端末の故障、破損、紛失、盗難等があった場合は、速やかに学校に相談・連絡すること。
- 上記の場合、生徒の故意又は重大な過失によると認められるときは、保護者等に補償を請求することがあること。
- インターネットトラブルに関しては、学校又は次の相談窓口にご相談すること。
福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口（電話 0120-494-100）

6 その他

- ICT活用の効果を検証するために、生徒に対して授業アンケートを実施する場合があります。
- ネットワークのトラブルが発生した場合は、管理業者に速やかに対応させるとともに、学習活動を止めないよう措置します。
- 本手引の内容については、随時、加筆・修正等を行います。

端末の貸出に関する留意事項

- 1 貸出用の端末を自宅で使用する場合は、「端末借用申請書」（保護者等による記入が必要）に必要事項を記入の上、担任の先生に提出してください。
- 2 貸出期間中は、保護者等の管理のもと、使用時間・内容に制限を設ける等、健全に利用してください。
- 3 学習活動に使用することが貸出の条件です。学習や学校の教育活動以外での使用は禁止します。
- 4 許可なくアプリケーションをインストールすること及び本体の設定を変更することは禁止します。万一、有料アプリケーションのダウンロードや課金等があった場合は、通信費も含めた一切の費用を請求します。
- 5 端末を駅や店舗等の公衆無線 LAN（無料 Wi-Fi スポット等）に接続することは禁止します。
- 6 写真や動画等の個人情報の保存は禁止します。
- 7 落下等による衝撃や保管場所の温度等に気を付けて丁寧に取り扱ってください。
- 8 故障、破損、紛失、盗難等が発生した場合は、速やかに学校に連絡してください。
- 9 8の場合、生徒の故意又は重大な過失によると認められた時は、保護者等に補償を請求することがあります。

